

クラウドバンク匿名組合出資持分契約締結前交付書面（CBFS 版）

2025 年 5 月 1 日改定 新旧対照表

（改定箇所には下線を付しております。）

旧	新
（冒頭の文章） この書面には、日本クラウド証券株式会社（以下「当社」といいます。）を募集の取扱いを行う会社とし、クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社を営業者（以下「本営業者」といいます。）として、お客様と本営業者との間で新たにクラウドバンク匿名組約款に基づき匿名組合契約（以下「本匿名組合契約」といいます。）を締結し、本匿名組合契約に基づく匿名組合（以下「本匿名組合」といいます。）にかかる出資持分（以下「本出資持分」といいます。）を取得していただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめ十分にお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認下さい。 （6 ページ目） 本営業者その他の者の業務または財産の状況の変化等による損失のリスク ・お客様が本営業者に対する出資を目的としてクラウドファンディング口座に預託し出資されていない資金および本営業者からお客様のクラウドファンディング口座に返還された出資金ならびに分配された利益に係る資金は、お客様による各投資ポジションへの出資またはクラウドファンディング口座からの出金までの間<u>当社がその預託を受けることになります。そのため、</u>当社について法的倒産手続（破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続およびこれらと同様の趣旨を有する外国法令上の手続をいいます。以下同じ。）が開始された際、出資金および分配金となるべき資金が当社の債権者に配当せられるべき当社の総財産に組み込まれる法的リスクがあります。この場合、お客様	（冒頭の文章） この書面には、日本クラウド証券株式会社（以下「当社」といいます。）を募集の取扱いを行う会社とし、クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社（<u>代表者氏名： 川戸 淳一郎</u>）を営業者（以下「本営業者」といいます。）として、お客様と本営業者との間で新たにクラウドバンク匿名組約款に基づき匿名組合契約（以下「本匿名組合契約」といいます。）を締結し、本匿名組合契約に基づく匿名組合（以下「本匿名組合」といいます。）にかかる出資持分（以下「本出資持分」といいます。）を取得していただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめ十分にお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認下さい。 （6 ページ目） <u>当社および本営業者その他の者の業務または財産の状況の変化等による損失のリスク</u> ・お客様が本営業者に対する出資を目的としてクラウドファンディング口座に預託し出資されていない資金および本営業者からお客様のクラウドファンディング口座に返還された出資金ならびに分配された利益に係る資金は、<u>信託銀行に預託・保全されることとなります。しかしながら、当社から信託銀行に送金されるまでには時間差があることから、</u>当社について法的倒産手続（破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続およびこれらと同様の趣旨を有する外国法令上の手続をいいます。以下同じ。）が開始された際、出資金および分配金となるべき資金が当社の債権者に配当せられるべき当社の総財産に組み込まれる法的リスクがあります。この場合、お客様の資金に欠損が生じ

の資金に欠損が生じるおそれがあります。 本匿名組合契約は、クーリング・オフの対象には<u>なりません</u> 本匿名組合契約のお取引については、<u>金融商品取引法第 37 条の 6（書面による解除）の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象にはなりません。</u> （7 ページ目） 本出資持分の取得にかかる金融商品取引の概要 （中略） <u>（新設）</u> （新設） <u>（新設）</u> （9 ページ目） 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要	るおそれがあります。 本匿名組合契約は、クーリング・オフの対象です 本匿名組合契約のお取引については、<u>当社が電子申込型電子募集取扱業務として本出資持分の募集の取扱いを行うため、金融商品取引法第 37 条の 6（書面等による解除）の規定の適用はありませんが、金融商品取引業等に関する内閣府令第 70 条の 2 第 2 項第 5 号の規定の適用があり、本書面がお客様に交付され、各投資ポジションに対する出資の申込みを行った日から 8 日間（当日を含みます。）は、クーリング・オフの申請が可能です。当該クーリング・オフの申請手続きについては、お客様のマイページの投資申請確認画面より行うことができます。</u> （7 ページ目） 本出資持分の取得にかかる金融商品取引の概要 （中略） <u>・金融商品取引業に関する内閣府令第 83 条第 5 項および第 6 項各号に定める事項（本営業者の事業計画の内容および資金使途、ファンドの申込期間など）につきましても、それぞれの融資案件によって異なりますので、個別のファンドページをご確認ください。</u> <u>・申込期間内に目標募集額に到達しなかった場合であっても、ファンド毎に設定する最低応募金額以上の応募があった場合にはファンドが成立し有価証券が発行されるものとし、最低応募金額に至らなかった場合には、ファンドが成立しなかったものとして扱います。</u> <u>・ファンドの目標募集額に至った場合には、当社のシステムにおいて、その時点をもって目標募集額を超過する応募は受け付けないよう処理するため、当該目標募集額を上回る出資のお申込みは受け付けることができません。</u> （9 ページ目） 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要
---	---

当社は、当社のウェブサイト等において、主に本営業者を営業者として行う貸付事業への匿名組合出資の募集または私募の取扱いを、各投資ポーションの募集または私募の期間において、金融商品取引法第28条第2項の規定に基づく第二種金融商品取引業として行います。

この場合、お客様は、クラウドバンク利用規約およびクラウドバンク匿名組合約款にご同意いただき、当社にクラウドファンディング口座を開設することで、匿名組合出資の申込を行うことができます。本匿名組合に関するお取引にあたっては、出資金の払込み、分配金・償還金の支払いその他本匿名組合に関する取引につき発生する金銭の授受等のすべてをクラウドファンディング口座により処理します。

また、当社は、有価証券等管理業務を、金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業として行います。

(9～10 ページ目)

(新設)

当社は、当社のウェブサイト等において、主に本営業者が営業者となって発行する金融商品取引法第29条の2第10号に規定される貸付事業等権利にかかる有価証券の募集または私募の取扱いを、各投資ポーションの募集または私募の期間において、金融商品取引法第28条第2項および金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の2第3項の規定に基づく第二種金融商品取引業および電子申込型電子募集取扱業務として行います。

この場合、お客様は、クラウドバンク利用規約およびクラウドバンク匿名組合約款にご同意いただき、当社にクラウドファンディング口座を開設することで、匿名組合出資の申込を行うことができます。本匿名組合に関するお取引にあたっては、出資金の払込み、分配金・償還金の支払いその他本匿名組合に関する取引につき発生する金銭の授受等のすべてをクラウドファンディング口座により処理します。

また、当社は、第二種金融商品取引業として、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第14号の2に規定する方法による特定有価証券等管理行為を行います。

(9～10 ページ目)

当社が行う分別管理の方法

当社は、クラウドファンディング口座にお客様からご入金いただいた金銭の預託を受けますが、当該金銭については当社自己の固有の財産とは分別して管理を行います。当該分別管理の方法については下記の通りです。

① 当社がお預かりしているお客様の資金の分別管理方法

<u>分別管理の方法の区分</u>	<u>銀行預金</u>
<u>預託先の商号・名称</u>	<u>GMOあおぞらネット銀行株式会社</u>
<u>預託に係る</u>	<u>法人第二営業部</u>

	<u>営業所・事務所の名称および所在地</u>	<u>東京都渋谷区道玄坂 1-2-3 渋谷フクラス</u>
	<u>預託の名義</u>	<u>日本クラウド証券株式会社</u> <u>クラウドバンク</u>
	<u>預託の口座番号その他の当該預託を特定するために必要な事項</u>	<u>預託の種別:普通預金、口座番号:1045962</u>
	② 当社がお預かりしているお客様の資金の信託先	
	<u>信託の方法の区分</u>	<u>特定運用金銭信託</u>
	<u>受託者の商号・名称</u>	<u>日証金信託銀行株式会社</u>
	<u>受託者に係る営業所・事務所の名称および所在地</u>	<u>本店</u> <u>東京都中央区日本橋茅場町 1-2-4</u>
	<u>委託者の名義</u>	<u>日本クラウド証券株式会社</u>
	<u>信託の口座番号その他の当該預託を特定するために必要な事項</u>	<u>信託銀行の口座:みずほ銀行 兜町証券営業部</u> <u>預託の種別:当座預金、口座番号:15272</u>
	(15～19 ページ目)	(15～19 ページ目)
事業型出資対象事業持分の売買その他の取引に係る事項	事業型出資対象事業持分の売買その他の取引に係る事項	
(中略)	(中略)	
4. 出資対象事業に係る資金の流れに関する事項	4. 出資対象事業に係る資金の流れに関する事項	
(中略)	(中略)	
(2) 匿名組合出資持分を有する者から出資を受けた	(2) 匿名組合出資持分を有する者から出資を受けた	

金銭の送金等または管理もしくは保管を行う者の商号 または名称および役割		金銭の送金等または管理もしくは保管を行う者の商号 または名称および役割	
商号	役割	商号	役割
日本クラウド証券株式会社	<u>お客様からクラウドファンディング口座に預託を受けた資金から、</u> お客様が出資を申し込んだ金額を投資ポジション毎の払込期日に上記 1. ①の銀行口座に送金を行います。	日本クラウド証券株式会社	お客様が出資を申し込んだ金額を投資ポジション毎の払込期日に上記 1. ①の銀行口座に送金を行います。
クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社	本営業者として、上記 1. ①の銀行口座から、対象債権の取得のため、融資先への貸付けとして、または第三者から債権を譲り受ける対価の支払いとして送金します。 また、対象債権の債務者から元本の返済または利息もしくは遅延損害金の支払いとして受領した金銭を上記 1. ②の口座からお客様のクラウドファンディング口座に償還または分配のため送金します。	クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社	本営業者として、上記 1. ①の銀行口座から、対象債権の取得のため、融資先への貸付けとして、または第三者から債権を譲り受ける対価の支払いとして送金します。 また、対象債権の債務者から元本の返済または利息もしくは遅延損害金の支払いとして受領した金銭を上記 1. ②の口座からお客様のクラウドファンディング口座に償還または分配のため送金します。
株式会社みずほ銀行	本営業者に対して出資を受けた金銭、対象債権の債務者から受領した金銭を管理または保管します。	株式会社みずほ銀行	本営業者に対して出資を受けた金銭、対象債権の債務者から受領した金銭を管理または保管します。

以上